

企画業務型裁量労働制の導入について

記者各位

当社(社長:西尾 進路)は、本社部門において企画業務型裁量労働制を導入いたしますので、お知らせいたします。

企画業務型裁量労働制は、働き方に関する多様化への対応の一環として導入するとともに、従業員が一層自律的に業務に取り組むことによる成果向上とモラルアップを狙いとしております。

また、当社においては、中央技術研究所において2003年4月より専門業務型裁量労働制を導入、本年4月には、働き方に関する従業員ニーズの多様化への対応として、短時間勤務制を導入しております。

記

1. 実施時期

2006年10月1日から

2. 対象

本社に勤務するS1社員(シニアスタッフ1級:係長級相当)のうち、希望者かつ所属長が認めた者

3. 基本ルール

(1)裁量労働制の適用日は、所定就業日が対象となる。休日には裁量労働制は適用されない。

(2)所定就業日は、労働時間の長短にかかわらず1日7時間30分勤務したものとみなす。

(3)原則として1日1回は出社する。

(4)労働時間については、基本的に適用者の裁量に委ねるが、健康管理、セキュリティの観点からも適用者は就業時間の報告に努め所属長はその把握に努める。

※現在の就業形態

所定就業日	土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始を除く月曜日から金曜日
就業時間	一日7時間30分×所定就業日数(フレックスタイム制)
標準的な就業時間帯	9:00~12:00および13:00~17:30
コアタイム	10:00~12:00および13:00~15:00

以上